

川崎町国土利用計画

— 第四次 —

平成 23 年 3 月

川 崎 町

川崎町国土利用計画－第四次－

目 次

前 文	1
1 町土利用の基本理念	2
2 町土利用の現状と課題	3
(1) 町の概況	3
(2) 町土利用の現況	3
(3) 土地利用に関する町民意識	4
(4) 町土利用の現状からみた諸課題	4
3 町土の利用に関する基本構想	6
(1) 町土利用の基本方針	6
(2) 利用区分別の町土利用の基本方向	6
4 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	10
(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	10
(2) 地域別の概要	11
5 本計画を達成するために必要な措置の概要	13
(1) 国土利用計画法等の適切な運用	13
(2) 地域整備施策の推進	13
(3) 町土の保全と安全性の確保	13
(4) 環境の保全と美しい町土の形成	13
(5) 土地の有効利用の促進	15
(6) 土地利用転換の適正化	16
(7) 多様な主体との連携・協働による町土管理の推進	16
(8) 町土に関する調査の推進と成果の普及啓発	17
(9) 指標の活用	17

前 文

この計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、川崎町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関して必要な事項を定め、町土の総合的、計画的な利用を図る上での指針とするもので、宮城県国土利用計画（第五次）を基本とし、地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づく第五次川崎町長期総合計画に即して策定するものである。

なお、この計画は、社会経済情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行うものとする。

1 町土利用の基本理念

町土の利用は、町土が現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを考慮して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、以下を基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- ① 健康で文化的な生活環境の確保
- ② 町土の均衡ある発展

2 町土地利用の現状と課題

(1) 町の概況

本町は、宮城県の南西部、蔵王連峰の東側に位置し、南北 13km、東西 24km の東が狭く西の広い楔状をなす面積 270.80 km²の町で、東は仙台市、村田町に接し、西は山形市、南は刈田郡蔵王町、北は仙台市にそれぞれ隣接している。地勢は、町域の多くを占める西部山岳丘陵地帯と東部の河岸段丘の発達した山間盆地に分けることができる。山岳丘陵地帯は蔵王国定公園に指定され、蔵王沼（俗称：お釜）を含む高山地帯の広い部分が特別保護地区に指定されている。また、国定公園に隣接し、蔵王高原県立自然公園が指定され、釜房湖周辺及び村田町・蔵王町境界付近には県自然環境保全地域が指定されている。商業施設や公共公益施設、住宅等からなる市街地・集落地は盆地に樹枝状に流れる河川流域に分布し、その他、集落地が国道 286 号沿いに点在するとともに、仙台市に近い支倉地域には大規模な住宅団地が開発されている。

本町の人口は、昭和 30 年をピークに釜房ダムの建設による集落移転や若年層の町外流出などにより昭和 45 年までは減少の一途をたどってきた。その後、昭和 40 年代後半に入りわずかながら増加に転じ、昭和 60 年以降は横ばい傾向を続けたが、近年は若干減少し、平成 17 年の人口は 10,583 人（国勢調査による）となっている。また、少子高齢化の傾向も年々強まっているが、世帯数は平成 17 年まで増加傾向を維持している。農業に関しては、中核的な農家等への農地の集約化は進行しているが、後継者不足もあり、農家数、経営耕地面積は減少し、耕作放棄地が増加している。また、工場や商店数も停滞傾向にあり、中心市街地における低未利用地の増加もみられる。

しかし、本町は仙台市から中心地まで約 28km と近く、機能の充実や都市圏の拡大が進みつつある仙台市との交流は年々盛んになっているほか、2 つの東北新幹線駅（仙台、白石蔵王）まで車で 40 分の距離にある、高規格幹線道路である山形自動車道（東北横断自動車道）のインターチェンジが町内に 2 ケ所整備されている、仙台空港や山形空港、仙台国際港など空と海の玄関口に近いなど、広域交流ネットワーク上の恵まれた立地条件にある町でもある。

これらの交通体系を前提に、国営みちのく杜の湖畔公園、セントメリースキー場、ポートピア川崎といった休養・レクリエーション施設が整備されるなど、今後も、町域の多くを占め、豊かな自然環境を有する山岳丘陵地帯の保全・活用の適切な方向づけが課題となっている。

また、今後の町土地利用のあり方を考えると、仙台都市圏との交流連携の増大を踏まえるとともに、少子高齢化や情報化の進展、地方分権時代の本格的到来、安心とゆとりのある暮らしへのニーズの高まり、町民の価値観の高度化・多様化等の社会環境の変化に対応し、町土地利用の質的向上が求められているといえる。

(2) 町土地利用の現況

平成 20 年（本計画の基準年次）における町土面積は 27,080ha で、土地利用の状況は、農用地が 8%、森林が 80%、水面・河川・水路が 2%、宅地が 1%、道路が 2%、その他が 7%となっている。

また、平成 11 年から 20 年までの町土地利用の推移をみるとその変化はわずかであり、農地転

用面積が急減するなど、自然的土地利用から都市的土地利用への転換は鈍化している。

(3) 土地利用に関する町民意識

国土利用計画策定に係るアンケート調査（平成 22 年 3 月実施）の結果によると、土地利用上の問題点として、農地が荒れている、店舗やサービス施設などが不足している、教育文化・医療福祉施設が不足している、まちの中に低未利用地があるといった回答が多く、土地の有効利用に係わる問題及び生活関連施設の不足に係わる問題が多く指摘されている。

今後の開発については、工業用地の整備を求める回答が多く、決して積極的とはいえないが、どちらかというとな開発推進意向が強くなっている。

(4) 町土地利用の現状からみた諸課題

以上から、今後の町土地利用に当たっては、以下のような町土地利用上の諸課題を考慮する必要がある。

イ 町土の有効利用及び土地利用転換の適正化

土地の効率的利用の観点から引き続き町土の有効利用を図るとともに、新たな土地需要がある場合には、低未利用地の有効利用を優先させる一方、地目間の土地利用転換については慎重な配慮の下で計画的に行うことが必要である。

(イ) 低未利用地の有効利用と市街地環境の向上

人口減少と高齢化の進展等により、中心市街地、その他の集落部などで土地の低未利用地化が進んでいることに対応し、今後は、低未利用地の有効利用を促進するとともに、中心市街地における都市基盤整備や生活拠点機能の強化を進め、快適で魅力的な生活環境を形成する必要がある。

(ロ) 優良農地・森林の保全と遊休農地の有効活用

農林業の担い手不足等により、耕作放棄地、間伐等の手入れの不十分な森林が増加している。町民も土地利用上の問題点として意識していることから、今後は、優良農地・森林の保全・整備と遊休農地の有効活用を推進する必要がある。

(ハ) 新規土地利用転換の適正誘導

国道沿道などで新たな施設立地が見込まれるとともに、町の活性化や若者の定住化に向けて工場用地や住宅用地等の開発が求められるため、自然環境や田園景観との調和が図られた土地利用の転換が必要である。

ロ 町土地利用の質的向上

町土地利用の質的向上を図るため、特に、安全性の確保、自然環境や良好な景観保全に加え、人と自然との共生を目指すことが重要である。

(イ) 町土の安全性に対する要請の高まり

近年全国的に集中豪雨等による洪水等の災害の増加や被害の甚大化の傾向がみられるとともに、宮城県沖地震をはじめとする大規模自然災害の発生が懸念される。これに対し、

農業や森林の持つ町土保全機能の低下、高齢化、過疎化に伴う地域コミュニティの弱体化がみられ、町土の安全性に対する要請が高まっている。

(ロ) 自然との共生・循環を重視した町土利用への要請の高まり

地球温暖化が進行し温室効果ガス排出削減が急がれる状況や、地球規模での生態系の危機等がみられる。本町においても、自然の物質循環への負荷の増大に伴って生じる諸問題への適切な対応が必要で、土地利用に当たっては、自然との共生・循環を重視した町土利用を基本とすることが求められている。

(ハ) 良好な景観の保全等に対する町民意識の高まり

豊かな自然環境、美しい田園景観や里山環境、本町の歴史的・文化的環境などが損なわれつつある一方、良好な景観や自然環境、里山の保全、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する町民意識が高まっている中で、美しくゆとりある町土利用をさらに進めていくことが求められている。

ハ 町土利用をめぐる新たな動き

地域間の交流・連携が進む中で、森林づくり活動への都市住民等の参加や地域ぐるみでの農地の保全管理の取組など、土地利用に対して地域外も含めて様々な人や団体が関与する状況がみられる。地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用への多様な主体のかかわり等を踏まえ、総合的にとらえていくことの重要性が高まっており、このような町土利用をめぐる新たな動きを考慮し、土地利用に係る地域での創意工夫ある取組を促進していく必要がある。

3 町土の利用に関する基本構想

(1) 町土利用の基本方針

本計画においては、町土利用上の諸課題を踏まえ、以下の基本方針により、より良い状態で町土を次世代へ引き継ぐことができる「持続可能な町土管理」の実現を図ることとする。

イ 町土の有効利用及び土地利用転換の適正化

- (イ) 人口減少下であっても当面増加する都市的土地利用については、その利用目的に応じた個々の土地需要を適正に誘導し、土地の有効利用を促進することを前提とする。特に、低未利用地の有効利用を促進するとともに、良好な中心市街地の形成と再生を計画的に推進する。
- (ロ) 自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動と自然環境を享受する場として、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。
- (ハ) 森林、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、今後は全体として弱まると見通されるが、いったん転換した後に元の地目に戻すことは容易ではないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等を考慮し、自然的土地利用の維持を基本として、慎重な配慮の下で計画的に行う。

ロ 町土利用の質的向上

(イ) 安全で安心できる町土利用

各種の災害から町土を守るため、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方も踏まえつつ、地域コミュニティの活性化を図るとともに、河川改修の促進、農業や森林の持つ町土保全機能の向上をはじめ、地域の防災拠点の整備、オープンスペースの確保や電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化・多元化を図る。

(ロ) 自然との共生・循環を重視した町土利用

大気や水などの物質循環の維持をはじめ、緑地・水面等の保全、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮等を進めることにより、生物多様性の確保や環境負荷の低減を図る。

(ハ) 美しくゆとりある町土利用

ゆとりある生活環境の形成、水辺空間や緑豊かな環境の保全、歴史的・文化的風土の保存、美しい田園景観の保全などにより、美しくゆとりある土地利用の形成を図る。

ハ 町土利用をめぐる新たな動きへの対応

地域内外の住民や企業など多様な主体による森林づくりや農地の保全管理など直接的な町土管理への参加、あるいは、緑化活動への寄付など間接的に町土管理につながる取組等、町土管理の新たな取組を促進する。

(2) 利用区分別の町土利用の基本方向

町土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）別の町土利用の基本方向を以下のとおりとする。

なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心できる町土利用、自然との共生・循環を重視した町土利用、美しくゆとりある町土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する。

イ 農用地

食料の安定供給と農業経営の安定・向上を目指し、農業基盤整備の推進などにより、優良農地等、必要な農用地の確保と整備を図る。また、農産物の長期的な需給動向に対応した農用地の利用と地力の維持増進に配慮した利用の高度化及び不断の良好な管理を通じ、農用地の効率的な利用と生産性の向上に努める。

一方、町土保全、田園景観の形成、自然循環システムの維持等農業の持つ多面的機能を維持・向上させるとともに、環境負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。

ロ 森林

将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、多様で健全な森林の整備と保全を図るとともに、緑豊かで美しい森林づくりに努める。特に、町西部の山岳丘陵地帯が蔵王国定公園に指定され、蔵王沼（俗称：お釜）を含む高山地帯の広い部分が特別保護地区に指定されていることなどを踏まえ、自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

また、市街地及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、その積極的な保全・整備を図るとともに、森林の一部については、地域の活性化や町民の多様な要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。

ハ 原野

水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合はその再生を図る。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

ニ 水面・河川・水路

水面については、釜房湖が大半を占めているが、水質や景観等自然環境の保全に努めながら、レクリエーション地としての機能発揮や水辺空間の有効利用により親水性の向上を図る。また、溜池等については、農業用のかんがい用水の確保のため改修と保全を図る。

河川及び水路については、河川氾濫地域及び土砂災害危険箇所における安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図る。また、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を推進する。

河川及び水路の整備に当たっては、水質の保全等自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、市街地におけるオープンスペースなど多様な機能の維持・向上に努め、人と水辺とのふれあいの空間として活用を図る。

ホ 道 路

一般道路については、地域間の交流・連携を促進し、町土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、国・県道や都市計画道路などの幹線道路及び生活道路としての町道など、道路の段階構成に応じて必要な用地の確保を図る。また、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

一般道路の整備に当たっては、人にやさしい道づくりのため、道路の安全性、快適性の向上、防災機能の向上、公共・公益施設の収容機能や、地域の文化及び環境の保全などに十分配慮する。特に市街地においては、歩道整備とバリアフリー化を積極的に進めるとともに、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図る。また、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図るとともに、自然環境の保全に十分配慮する。

なお、これらの道路の整備に当たっては、交通安全施設等の整備を推進し、交通の安全性と円滑化の確保に配慮する。

ヘ 宅 地

住宅地については、今後の人口減少や高齢化社会の進展に対応し、ゆとりある豊かな住生活の実現、環境と共生した良好な居住環境の形成、若者の定住促進を目標に、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上と生活関連施設の整備を進めつつ、必要な用地の確保を図る。特に、中心地区の住宅地については、低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、生活拠点や魅力ある街並みの形成、また、道路の整備などにより、安全性の向上とゆとりある快適な住環境の確保を図る。一方、その他の住宅地及び農村集落については、コミュニティ施設や道路等の基盤施設の整備を進めながら、快適な住環境の形成を図る。

工業用地については、町民所得の向上、就業機会の確保、人口の定住化を図るため、産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向、地域産業活性化の動向等を踏まえ、適地に必要な用地を確保する。用地の確保に当たっては、自然環境の保全、地域社会との調和及び公害防止の充実等に配慮する。

その他の宅地については、市街地の再整備、商業の活性化、あるいはコミュニティ事業や福祉サービスの場などとして、低未利用地や空き店舗を有効活用するほか、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応した魅力と活力のある中心市街地づくりに必要な用地の確保を図る。

ト その他

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共用施設の用地については、少子高齢化、地域交流や高度情報化の進展と、それに対応した町民ニーズの多様化、町民生活上の重要性を踏まえつつ、必要な用地を確保する。施設の整備に当たっては、景観や環境の保全、耐災性の確保と災害時における施設の活用や施設のネットワーク化などに配慮する。また、効率的利用を推進する観点から、施設の統廃合や空き屋・空き店舗の再生利用、跡地活用などの再編整備を積極的に推進する。

レクリエーション用地については、町民の価値観の多様化、自然とのふれあい志向の高まりや地域振興等を総合的に考慮して、計画的な整備と有効利用を進める。整備に当たっては、自然環境の保全を図るとともに、森林、河川等の余暇空間としての活用や施設の機能的な連携にも配慮する。

低未利用地のうち、耕作放棄地については、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することを促進することなどにより、農用地としての活用を積極的に図る。ただし、農用地としての活用が困難な場合には、それぞれの地域の状況に応じて森林等農用地以外への転換による有効利用を図る。

なお、市街地における低未利用地については、必要に応じて再整備のための用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を積極的に図る。

4 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

イ 計画の目標年次は平成 32 年とし、基準年次は平成 20 年とする。

ロ 人口と一般世帯数については、平成 32 年において、それぞれおよそ 9,400 人、2,700 世帯と想定する¹⁾。

ハ 町土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分とする。

ニ 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況と推移、また、将来人口や各種計画等を前提に、必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとする。

ホ 町土の利用に関する基本構想に基づく平成 32 年の利用区分ごとの目標は、次表のとおりである。

なお、以下の数値については、今後の経済社会の動向に応じて弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位:ha、%)

区分	基準年次 平成20年	目標年次 平成32年	構成比	
			平成20年	平成32年
農用地	2,022	1,982	7.5	7.3
農地	2,016	1,976	7.4	7.3
採草放牧地	6	6	0.0	0.0
森林	21,597	21,569	79.8	79.6
原野	30	30	0.1	0.1
水面・河川・水路	644	646	2.4	2.4
道路	532	542	2.0	2.0
宅地	357	375	1.3	1.4
住宅地	217	225	0.8	0.8
工業用地	12	13	0.0	0.0
その他の宅地	128	137	0.5	0.5
その他	1,898	1,936	7.0	7.1
合計	27,080	27,080	100.0	100.0

注 (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

(2) その他は、文教施設用地等の公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地等である。

(3) 四捨五入の関係で、合計が内訳と一致しない場合がある。

¹⁾ 将来目標人口については、「第5次 川崎町長期総合計画」で「最低でも 9,400 人を割ることなく 1 万人と設定します」とされていることを踏まえ、本計画では 9,400 人を将来人口として、町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標などを検討した。

(2) 地域別の概要

地域の区分は、地域の自然的、社会的、経済的及び歴史的諸条件等を勘案して行うものとし、川崎地域と支倉地域の2地域に区分する。

それぞれの地域の範囲は次のとおりとする。

地域の区分	地域の範囲
川崎地域	本砂金、小野、前川（青根含む）、今宿、川内
支倉地域	支倉、碁石、大針、小沢



地域別の概要は、次のとおりである。

イ 川崎地域

本地域は釜房湖の上流に位置し、商業施設や公共・公益施設、住宅などが集積しており、町の中心的地域である。山形自動車道（東北横断自動車道）が整備され、本地域にインターチェンジが2ヶ所整備されたことから、インターチェンジ周辺ではスキー場開発が行われるなど、開発の圧力が高まり、また、中心地区では国道286号川崎バイパスが整備され、バイパス沿道の開発が進んでいる。

今後こうした都市的土地利用への転換は一定程度発生すると考えられるため、周辺の農業的土地利用との調整や森林機能の維持に配慮しつつ、計画的な施設の配置や秩序ある市街地の形成を進め、快適な環境の創出を図る。

インターチェンジ周辺については、恵まれた交通条件を活かすとともに、周辺の農業生産環境や自然の保全に配慮しつつ、工業、流通業務地やレクリエーション地としての適切な利用を図る。

また、釜房湖の湖畔には国営みちのく杜の湖畔公園が整備され一部供用・活用が図られている。今後、公園整備が進むにつれ、仙台都市圏の一大レクリエーション基地としての役割を担うべく環境の創出を図る。

ロ 支倉地域

本地域は、仙台市及び村田町に隣接する地域で、早くから民間による大規模住宅団地の開発が行われたが、仙台市と結ぶ幹線道路である国道286号バイパスの整備が進んでいない状況である。したがって、県と仙台市に基石・赤石間のバイパス事業について早期着工を要望しながら、交通利便性の向上を図るとともに、適正量の宅地を計画的に供給することにより、地域経済・地域社会の活性化を図る。

一方、本地域は気候等の自然条件が農業生産に適していることから、農用地利用の高度化と効率化を図るため、町内でも早くから生産基盤の整備が進められてきた地域であり、今後、経営の近代化および地力の維持増進等を進めつつ、生産基盤の整備を推進し、食料の安定供給基地としての機能を高める。

また、地域を担う後継者対策等として、生産基盤整備にあわせて一定程度の宅地供給を進めるが、本地域の農用地は、優良農地として長期にわたる生産活動が求められていることから、開発に対しては、優良農地の確保および農用地の持つ町土保全機能等の多面的機能に十分に配慮しながら行うものとする。

さらに、本地域の農村集落には、地域に根ざした歴史・文化的資源が豊富に存在することから、生活環境の整備とともに、個性的かつ快適な風土の形成に努め、都市的開発にあたっては、これらの風土との調和に十分配慮する。

5 本計画を達成するために必要な措置の概要

(1) 国土利用計画法等の適切な運用

土地基本法、国土利用計画法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、宮城県自然環境保全条例、文化財保護法等土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用を図る。

また、社会情勢等の変化に対応し、必要に応じて都市計画区域・用途地域と農業振興地域等の見直し等について検討し、適切な土地利用への誘導を推進する。

(2) 地域整備施策の推進

地域の振興と町土の均衡ある発展を目指し、本町が持つ広大な自然資源や地域の特性に配慮しながら、拠点となる中心市街地の活性化や産業振興にかかる施策を推進する。また、生活・生産等の諸活動の基盤となる交通・通信体系、上下水道をはじめとする都市基盤及び生活関連施設、厚生福祉施設、レクリエーション施設の整備など、地域整備諸施策を総合的に推進する。

(3) 町土の保全と安全性の確保

イ 町土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件や土砂災害危険箇所の分布と土地利用配置との適合性に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに、町土保全施設の整備を推進する。

特に今後高い確率での発生が予想される宮城県沖地震など大規模地震による被害を最小限にする町土づくりに資するため、木造住宅や公共用施設等の耐震化を促進する。

ロ 森林の持つ町土保全機能等の向上を図るため、間伐等の森林の整備、保安林の適切な管理、治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図る。

その際、路網や機械化など効率的な作業システムの整備、地域材の利用並びに生産、流通及び加工段階における条件整備を進めるとともに、手入れの不十分な森林の増加を防ぐため、森林管理への町民の理解と参加、林業の担い手の育成、山村における生活環境の向上を図るなどの基礎条件の整備を推進する。

ハ 人口、産業、諸機能の集積している市街地においては、地域の防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの耐災性強化や多重化・多元化、危険地域についての情報の周知等を推進し、安全性の確保に努める。

(4) 環境の保全と美しい町土の形成

イ 地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境の保全を推進するため、太陽光・水力・バイオマス等の新エネルギーの導入、公共交通機関の利用促

進や円滑な交通体系の構築、二酸化炭素を吸収する機能を有する森林など緑の適切な保全・整備等を推進する。

ロ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の 3Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理のため、環境の保全に配慮しつつ、必要な用地の確保を検討する。また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

ハ 生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、周辺にふさわしい施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。また、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。

ニ 農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、水辺地等の保全による河川、湖沼の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ、水環境への負荷の低減と健全な水循環の確保を図る。特に本町では釜房ダムの上流域に町民の 8 割が居住していることから、「水源の町」として積極的な水質浄化に取り組んできたが、今後も、環境保全型農業や生活排水処理基本計画及び公共下水道計画等の推進等により、水質汚染の防止に努める。さらに、本町の水資源は町土の約 8 割を占める山林が持つ保水力や浄化力により涵養されたものであることから、森林等の緑の保全・整備、その他自然環境の保全のための土地利用制度の運用に努める。また、土壌汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努める。

なお、下水道計画区域での新たな土地利用転換については、川崎町公共下水道計画との整合性を図りながら規律ある都市的土地利用を目指すとともに、計画的な下水道整備に努める。

ホ 原始的な自然や野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点からみてすぐれている自然については、行為規制等により保全を図り、二次的な自然については、適切な農林業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や必要な施設の整備等を通じてその維持・形成を図る。また、自然が劣化・減少した地域については、自然の再生、創出及び保全に努める。

特に、蔵王山麓地帯は、外来生物の侵入防止や生態系ネットワークの形成に配慮し、自然ベルト地帯としてすぐれた自然の維持に努める。また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場の確保、国営みちのく杜の湖畔公園等と一体となった特色ある自然環境の創出に努める。

ヘ 歴史的・文化的な風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の適正な規制を行う。また、市街地においては、美しく良好な街並み景観の形成、農業集落や森林地域においては、田園・里山・水辺景観の形成を推進する。

ト 良好な環境を確保するため、事業の実施段階における環境影響評価の実施や公共事業等の位置・規模等の検討段階において、事業の特性を踏まえた環境的側面の検討を行うこと等により、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

(5) 土地の有効利用の促進

イ 農用地

効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積、大区画ほ場など農業生産基盤の整備などを推進することにより農用地の有効利用を図るとともに、利用度の低い農用地や耕作放棄地の発生防止に努めるなど、農用地の有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

ロ 森林

森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。また、森林の整備を推進する観点から、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を促進するとともに、美しい景観や自然とのふれあい、癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育やレクリエーション利用の場として総合的な活用を促進する。

ハ 水面・河川・水路

治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保を図るとともに、周辺の良い自然環境や景観などに配慮し、水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

ニ 道路

公共・公益施設の収容、道路緑化による良好な街並み景観の形成など、道路空間の有効利用を図る。

ホ 宅地

住宅地については、町民のライフスタイルの変化に対応した居住環境の整備を推進するとともに、人口減少、高齢化の進展等の中で、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。また、低未利用地の活用による既成市街地の再整備と都市機能の充実等を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な居住環境を確保し、定住化を促進するなど、その有効利用に努める。また、既存の住宅ストックの有効活用、住宅の長寿命化などを通じて、持続的な利用を図る。

工業用地については、産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向等を踏まえるとともに、自然環境の保全、地域社会との調和及び公害防止に配慮しつつ、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。

商業業務用地などのその他の宅地については、低未利用地の再利用を推進する一方、駐車場や憩い、交流の場として多目的に活用できる空間の整備を推進する。

ヘ 低未利用地等

低未利用地のうち、耕作放棄地については、町土の有効利用及び農村環境保全の観点から、周辺土地利用との調整や地域住民の理解を得ながら、農用地への復元を促進する。なお、農用地への復元が困難な場合には、地域の実情に応じて森林等農用地以外への転換による有効

利用を図る。

市街地における低未利用地については、町土の有効利用及び良好な都市環境の形成の観点から、新たな土地需要がある場合には優先的に再利用する一方、状況に応じて自然と共生する計画的かつ適正な活用を促進する。

ト その他

町土と自然環境の保全に配慮しつつ、生活環境向上のための公共・公益施設や、余暇時間の増大と仙台都市圏のなかでの役割増大に対応したレクリエーション施設の適正な配置を図る。

また、土地の所有者が良好な土地管理と有効利用を図るよう誘導するとともに、定期借地権制度の活用等による有効な土地利用を図る。

(6) 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、いったん転換した土地を元の地目に戻すことは容易ではないため、その影響の大きさに十分留意した上で、特に農用地や森林の転換に関しては、人口及び産業の動向、食料生産の確保や農林業経営の安定、周辺の土地利用の状況、道路など都市基盤施設の整備状況、災害発生や森林の公益的機能の低下防止、地域景観、自然環境等に及ぼす影響、その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を考慮して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

さらに、低未利用地が増加していることを考慮して、その有効活用を優先することにより、自然的土地利用を維持することを基本とする。

イ 大規模な土地利用転換

周辺地域を含めて事前に十分な調査を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮して、適正な土地利用転換を行う。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、川崎町長期総合計画や道路、下水道などの整備計画等との整合を図る。

ロ 農地と宅地の混在する地域等

都市計画制度や農業振興地域整備計画制度の適正な運用等により、農用地、宅地等相互の土地利用の秩序ある共存を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域においては、上記制度的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

(7) 多様な主体との連携・協働による町土管理の推進

土地所有者以外の者が、それぞれの特徴を生かして町土の管理に参加することにより、町土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交

流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など、適切な町土の利用に資する効果が期待できる。

このため、町による公的な役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、土地所有者、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民等の多様な主体が連携・協働し、森林づくり活動や農地の保全管理活動への参加、あるいは地元農産品の購入や緑化活動への寄付などの町土管理を推進する。

(8) 町土に関する調査の推進と成果の普及啓発

町土を科学的かつ総合的に把握するため、国土調査、自然環境保全基礎調査等、町土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。また、土地所有者の高齢化や不在村化の進展により、森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐため、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進する。

さらに、町民の町土への理解を促し、本計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及と啓発を図る。

(9) 指標の活用

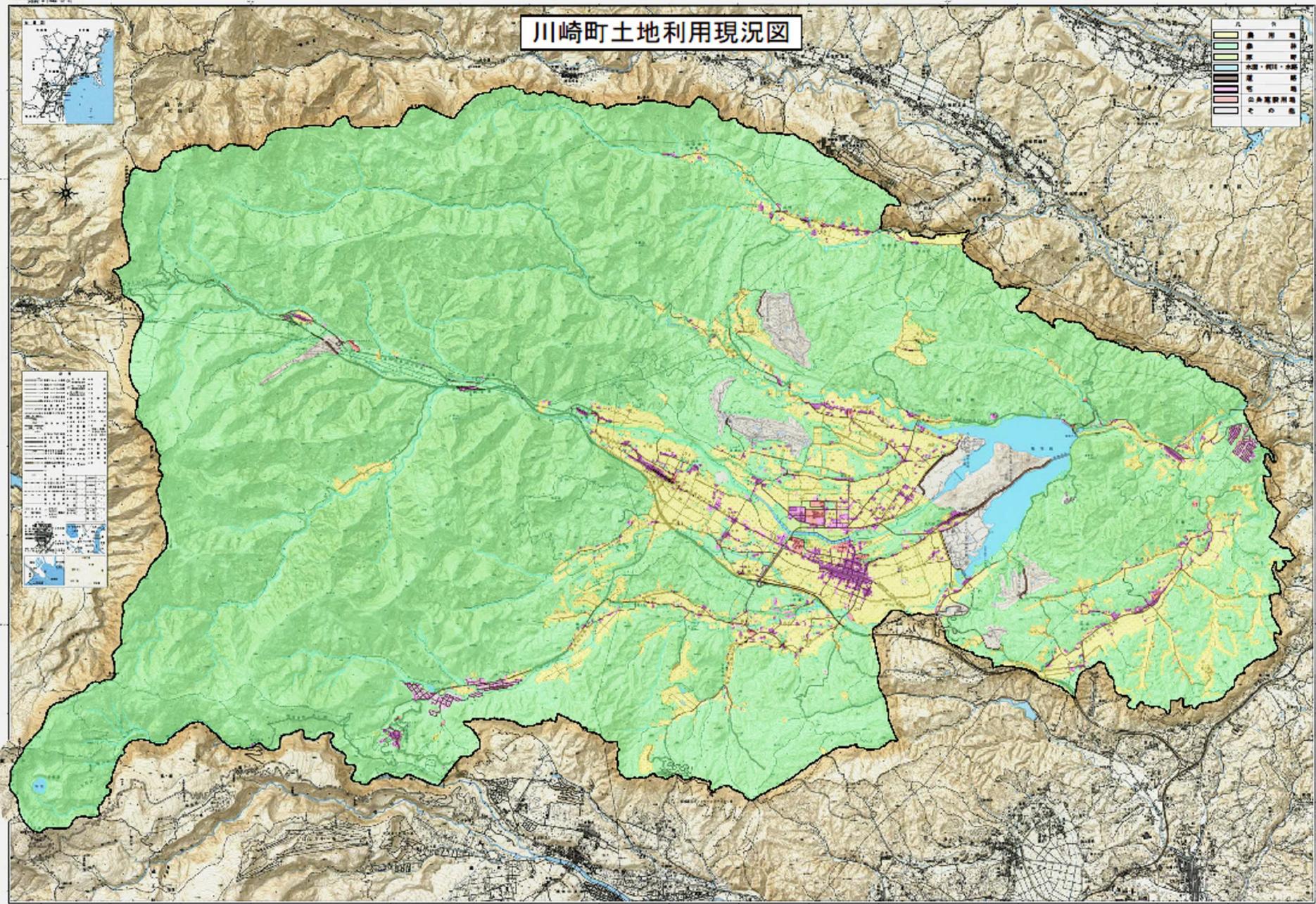
持続可能な町土管理に資するため、計画の推進等に当たって各種指標の活用を図る。また、今後の町土の利用をめぐる社会経済情勢の変化に対応するため、本計画策定より概ね5年後に計画の総合的な点検を行う。

川崎町土地利用現況図

凡 例	
■	農 業 地
■	農 林 地
■	水田・畑作・水田
■	雑 草 地
■	宅 地
■	公共施設用地
■	その他

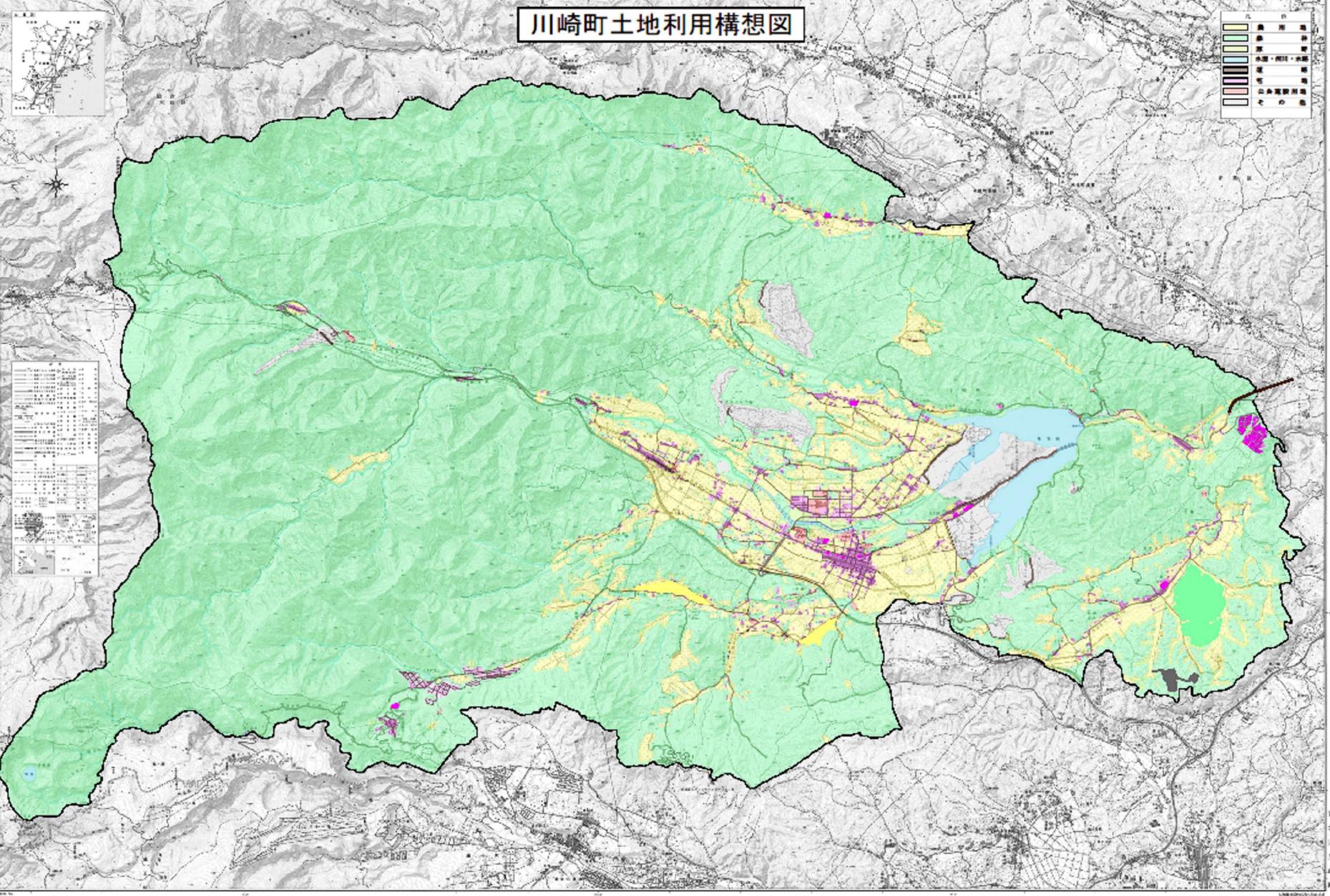


土地利用種別	面積(㎡)	面積(ヘクタール)
農 業 地	1,234,567	123.4567
農 林 地	2,345,678	234.5678
水田・畑作・水田	3,456,789	345.6789
雑 草 地	4,567,890	456.7890
宅 地	5,678,901	567.8901
公共施設用地	6,789,012	678.9012
その他	7,890,123	789.0123



川崎町土地利用構想図

- | | |
|----|---------|
| 色 | 用途 |
| 黄 | 農林業 |
| 緑 | 自然環境 |
| 水色 | 水田・畑・水田 |
| 紫 | 住宅 |
| 黒 | 工業 |
| 赤 | 公共施設 |
| 白 | その他 |



1	川崎町界	2	川崎町界
3	川崎町界	4	川崎町界
5	川崎町界	6	川崎町界
7	川崎町界	8	川崎町界
9	川崎町界	10	川崎町界
11	川崎町界	12	川崎町界
13	川崎町界	14	川崎町界
15	川崎町界	16	川崎町界
17	川崎町界	18	川崎町界
19	川崎町界	20	川崎町界
21	川崎町界	22	川崎町界
23	川崎町界	24	川崎町界
25	川崎町界	26	川崎町界
27	川崎町界	28	川崎町界
29	川崎町界	30	川崎町界
31	川崎町界	32	川崎町界
33	川崎町界	34	川崎町界
35	川崎町界	36	川崎町界
37	川崎町界	38	川崎町界
39	川崎町界	40	川崎町界
41	川崎町界	42	川崎町界
43	川崎町界	44	川崎町界
45	川崎町界	46	川崎町界
47	川崎町界	48	川崎町界
49	川崎町界	50	川崎町界
51	川崎町界	52	川崎町界
53	川崎町界	54	川崎町界
55	川崎町界	56	川崎町界
57	川崎町界	58	川崎町界
59	川崎町界	60	川崎町界
61	川崎町界	62	川崎町界
63	川崎町界	64	川崎町界
65	川崎町界	66	川崎町界
67	川崎町界	68	川崎町界
69	川崎町界	70	川崎町界
71	川崎町界	72	川崎町界
73	川崎町界	74	川崎町界
75	川崎町界	76	川崎町界
77	川崎町界	78	川崎町界
79	川崎町界	80	川崎町界
81	川崎町界	82	川崎町界
83	川崎町界	84	川崎町界
85	川崎町界	86	川崎町界
87	川崎町界	88	川崎町界
89	川崎町界	90	川崎町界
91	川崎町界	92	川崎町界
93	川崎町界	94	川崎町界
95	川崎町界	96	川崎町界
97	川崎町界	98	川崎町界
99	川崎町界	100	川崎町界



川崎町

川崎町国土利用計画

— 第四次 —

説明資料

平成 23年 3月

川 崎 町

川崎町国土利用計画 ー第四次ー 説明資料

目 次

1	計画（第四次）策定の経緯	1
2	町土地利用区分の定義及び把握の方法	2
3	利用区分ごとの規模の目標	5
4	利用区分別土地利用面積の推移（平成11年～20年）	6
5	利用区分別土地利用面積の推移（構成比：平成11年～20年）	7
6	農用地面積の推移と目標	8
7	森林面積の推移と目標	9
8	農用地、森林面積の推移と目標	10
9	原野面積の推移と目標	11
10	水面・河川・水路面積の推移と目標	12
11	道路面積の推移と目標	13
12	宅地面積の推移と目標	14
13	住宅地面積の推移と目標	15
14	工業用地面積の推移と目標	16
15	その他の宅地面積の推移と目標	17
16	「その他」の面積の現況と目標	18
17	公共施設用地等	18
18	地目転換マトリックス表（平成20年～32年）	19

1 計画（第四次）策定の経緯

年 月 日	経 過 等
平成 18 年 10 月 25 日 ～ 11 月 22 日	行財政懇談会（町内 23 行政区：16 会場）
平成 21 年 6 月 23 日 ～ 7 月 27 日	行財政懇談会（町内 22 行政区：17 会場）
12 月 24 日	業務委託業者選定のための企画提案書説明会の開催
平成 22 年 1 月 8 日	コンサルタント決定（国際航業株式会社）
1 月 20 日	事務局での実施方針の検討
3 月 2 日	住民アンケート調査票の検討
3 月 12 日	住民アンケート調査票の配布 ・一般アンケート調査 1,400 名（郵送） ・高校生調査 61 名（柴田農林川崎高校長による配布・回収）
3 月 31 日	住民アンケート調査票の回収 ・一般アンケート調査（回収率 37.0%） ・高校生調査（回収率 100%）
4 月 21 日	策定説明会（検討部会） ・策定組織の構成及び体制について、今後のスケジュールについて
6 月 10 日	町長ヒアリング
6 月 30 日	住民アンケート調査結果の報告（行政区長による全戸配布）
7 月 2 日	土地利用計画 庁内関係課資料作成依頼
8 月 2 日	課長会議 ・策定過程の報告について、今後のスケジュールについて
10 月 19 日	土地利用計画案 庁内関係課打合せ
12 月 2 日	土地利用計画案 県との協議
12 月 2 日	土地利用計画案 庁内関係課確認
12 月 15 日	第 3 回策定委員会 ・国土利用計画案の説明について
12 月 20 日	第 2 回川崎町総合開発委員会 ・川崎町国土利用計画案の策定状況について
12 月 22 日	土地利用計画案 県との協議
平成 23 年 1 月 24 日	第 3 回川崎町総合開発委員会（諮問） ・川崎町国土利用計画案について
2 月 9 日	川崎町総合開発委員会（諮問） ・川崎町国土利用計画案について
2 月 22 日	議会全体会 ・川崎町国土利用計画案について
3 月 10 日	議会定例会 議決 ・川崎町国土利用計画について

2 町土地利用区分の定義及び把握の方法

利用区分	定義	把握方法
1. 農用地 (1) 農地 (2) 採草放牧地	農地及び採草放牧地 耕作の目的に供される土地(けい畔を含む。) 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの	「宮城の農作物統計」(東北農政局)の耕地面積のうち「田」及び「畑」の合計 「世界農林業センサス林業調査報告書」(農林水産省)の「採草放牧に利用されている面積」のうち「森林以外の草生地(野草地)」
2. 森林	国有林及び民有林(林道面積は含まない。) ・国有林 ア. 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの イ. 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの ウ. その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林 ・民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって、同条第3項に定めるもの	宮城北部森林管理署データ 宮城北部森林管理署データ 関係省庁照会 地域森林計画(県林業振興課資料)
3. 原野	「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」及び国有林に係る部分を除いた面積	「世界農林業センサス林業調査報告書」(農林水産省)の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」及び林野庁所管の国有林に係る部分を差し引いた面積

利用区分	定義	把握方法
4. 水面・河川・水路 (1) 水面 (2) 河川 (3) 水路	水面、河川及び水路 湖沼（天然湖沼及び人造湖）及びため池の満水時の水面面積 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域の面積 農業用排水路面積	天然湖沼（面積10ha未満のものは除く。） ・100ha以上：「全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院） ・100ha未満：「第4回自然環境保全基礎調査湖沼調査報告書」（環境省）（図測等により補完） 人造湖 「ダム年鑑」及び「ダム便覧」（ともに日本ダム協会）の湛水面積（図測等により一部補完） ため池 産業振興課資料 河川現況調査及び河川管理総括資料を基に、河川改修実績等による変化量を加減（県河川課資料） 以下の算式により算出 水路面積＝（整備済水田面積×整備済水田の水路率）＋（未整備水田面積×未整備水田の水路率）
5. 道路 (1) 一般道路 (2) 農道 (3) 林道	一般道路、農道及び林道 道路法第2条第1項に定める道路面積 ほ場内農道及び一定要件農道面積 国有林林道及び民有林林道面積	「道路統計年報」の基礎資料（県道路課資料） 以下の算式により算出 農道面積＝ほ場内農道面積＋ほ場外農道面積 ほ場内農道面積＝水田地域におけるほ場内農道面積（A）＋畑地域におけるほ場内農道面積（B） ただし、 $A = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の農道率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の農道率})$ $B = (\text{整備済畑面積} \times \text{整備済畑の農道率}) + (\text{未整備畑面積} \times \text{未整備畑の農道率})$ ほ場外農道面積＝一定要件農道の延長×一定幅員 国有林林道及び民有林林道の延長に一定幅員を乗じて算出

利用区分	定義	把握方法
6. 宅地	住宅地、工業用地及びその他の宅地で、建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地	「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地積（村落地区については地籍調査進ちよく状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正したもの）と非課税地積を合計
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地面積を合わせた面積	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地（村落地区については地籍調査進ちよく状況、地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加える。） 公営住宅及び公務員住宅用地 ・都道府県営住宅用地：「財産現在高明細書」（県管財課） ・市町村営住宅用地：各市町村照会 ・国家公務員住宅用地：国有財産情報公開システム（財務省ホームページ） ・県職員住宅用地：「財産現在高明細書」（県管財課） ・市町村職員住宅用地：各市町村照会
(2) 工業用地	従業員 10 人以上の事業所敷地面積	従業員 30 人以上の事業所面積：「工業統計調査」の敷地面積（県統計課資料） 従業員 10 人以上 29 人以下の事業所面積：以下の算式により算出 （従業員 30 人以上事業所の敷地面積）×（従業員 10 人以上 29 人以下事業所の製造品出荷額等）／（従業員 30 人以上事業所の製造品出荷額等）
(3) その他の宅地	住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない宅地（事務所、商業用地等）	「宅地」から住宅地及び工業用地を除く。
7. その他	県土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。	
8. 町土面積		全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）

3 利用区分ごとの規模の目標

(単位:ha)

区分	基準年次	目標年次	構成比		増減	平成32年/ 平成20年	年平均増減 率	(参考)実績	
	平成20年	平成32年	平成20年	平成32年				平成11年～ 平成20年 増減	年平均増 減率
農用地	2,022	2,072	7.5%	7.7%	50	102.5%	0.2%	29	0.2%
農地	2,016	1,976	7.4%	7.3%	△ 40	98.0%	-0.2%	29	0.2%
田	1,210	1,202	4.5%	4.4%	△ 8	99.3%	-0.1%	90	0.9%
畑	806	774	3.0%	2.9%	△ 32	96.0%	-0.3%	△ 61	-0.8%
採草放牧地	6	96	0.0%	0.4%	90	1600.0%	23.8%	0	0.0%
森林	21,597	21,479	79.8%	79.3%	△ 118	99.5%	0.0%	7	0.0%
原野	30	30	0.1%	0.1%	0	100.0%	0.0%	0	0.0%
水面・河川・水路	644	646	2.4%	2.4%	2	100.3%	0.0%	1	0.0%
水面	397	397	1.5%	1.5%	0	100.0%	0.0%	△ 6	-0.2%
河川	181	181	0.7%	0.7%	0	100.0%	0.0%	0	0.0%
水路	66	68	0.2%	0.3%	2	103.0%	0.2%	7	1.3%
道路	532	542	2.0%	2.0%	10	101.9%	0.1%	33	0.7%
一般道路	372	378	1.4%	1.4%	6	101.6%	0.1%	30	0.9%
農道	98	100	0.4%	0.4%	2	102.0%	0.2%	1	0.1%
林道	62	64	0.2%	0.2%	2	103.2%	0.2%	2	0.4%
宅地	357	388	1.3%	1.4%	31	108.7%	0.6%	4	0.1%
住宅地	217	225	0.8%	0.8%	8	103.7%	0.3%	7	0.4%
工業用地	12	13	0.0%	0.0%	1	108.3%	0.6%	△ 3	-2.4%
その他の宅地	128	150	0.5%	0.6%	22	117.2%	1.2%	0	0.0%
その他	1,898	1,923	7.0%	7.1%	25	101.3%	0.1%	△ 74	-0.4%
合計	27,080	27,080	100.0%	100.0%	0	100.0%	0.0%	0	0.0%

注 四捨五入の関係で、合計が内訳と一致しない場合がある。

4 利用区分別土地利用面積の推移（平成11年～20年）

（単位：ha）

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
農用地	1,993	1,988	2,084	2,072	2,065	2,062	2,042	2,029	2,024	2,022
農地	1,987	1,982	2,078	2,066	2,059	2,056	2,036	2,023	2,018	2,016
田	1,120	1,120	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,210	1,210	1,210
畑	867	862	858	846	839	836	816	813	808	806
採草放牧地	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
森林	21,590	21,587	21,666	21,666	21,595	21,584	21,583	21,590	21,596	21,597
原野	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
水面・河川・水路	643	644	649	649	649	649	650	651	651	644
水面	403	403	403	403	403	403	404	404	404	397
河川	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
水路	59	60	65	65	65	65	65	66	66	66
道路	499	502	507	508	510	516	529	527	532	532
一般道路	342	343	344	346	348	353	366	369	372	372
農道	97	99	103	102	101	102	101	96	98	98
林道	60	60	60	60	61	61	62	62	62	62
宅地	353	356	357	360	348	350	354	357	357	357
住宅地	210	210	209	213	214	215	217	216	216	217
工業用地	15	16	25	12	15	14	13	14	14	12
その他の宅地	128	130	123	135	119	121	124	127	127	128
その他	1,972	1,973	1,787	1,795	1,883	1,889	1,892	1,896	1,890	1,898
合計	27,080	27,080	27,080	27,080	27,080	27,080	27,080	27,080	27,080	27,080

5 利用区分別土地利用面積の推移（構成比：平成11年～20年）

（単位：％）

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
農用地	7	7	8	8	8	8	8	7	7	7
農地	7	7	8	8	8	8	8	7	7	7
田	4	4	5	5	5	5	5	4	4	4
畑	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
原野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
水面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
河川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
一般道路	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
農道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宅地	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
住宅地	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
工業用地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の宅地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注 四捨五入の関係で、合計が内訳と一致しない場合がある。

6 農用地面積の推移と目標

〈参考〉宮城県

区分	農用地面積			町土面積 ha	人口 人	町土面積に占める農用地面積の割合	人口1人当たり農用地面積 m ² /人	農用地面積 ha	県土面積に占める農用地面積の割合	人口1人当たり農用地面積 m ² /人
	農地 ha	採草放牧地 ha	計 ha							
平成11年	1,987	6	1,993	27,080	11,300	7.4%	1,764	144,036	19.8%	612
平成12年	1,982	6	1,988	27,080	11,215	7.3%	1,773	143,279	19.7%	608
平成13年	2,078	6	2,084	27,080	11,161	7.7%	1,867	142,517	19.6%	604
平成14年	2,066	6	2,072	27,080	11,032	7.7%	1,878	141,393	19.4%	599
平成15年	2,059	6	2,065	27,080	10,928	7.6%	1,890	140,694	19.3%	596
平成16年	2,056	6	2,062	27,080	10,887	7.6%	1,894	140,082	19.2%	594
平成17年	2,036	6	2,042	27,080	10,783	7.5%	1,894	139,514	19.1%	592
平成18年	2,023	6	2,029	27,080	10,586	7.5%	1,917	138,913	19.1%	591
平成19年	2,018	6	2,024	27,080	10,465	7.5%	1,934	138,654	19.0%	591
基準年次 平成20年	2,016	6	2,022	27,080	10,346	7.5%	1,954	138,213	19.0%	591
参考年次 平成27年	1,996	96	2,092	27,080	9,800	7.7%	2,135	134,131	18.4%	586
目標年次 平成32年	1,976	96	2,072	27,080	9,400	7.7%	2,204	131,384	18.0%	589

注：人口は住民基本台帳人口（各年12月末）である。

7 森林面積の推移と目標

区分	森林面積	人口	町土面積	人口1人 当たり森 林面積	町土面積 に占める 森林面積 の割合	＜参考＞宮城県		
	ha	人	ha	m ² /人		森林面積 ha	人口1人当 たり森林 面積 m ² /人	県土面積 に占める 森林面積 の割合
平成11年	21,590	11,300	27,080	19,106	79.7%	417,281	1,773	57.3%
平成12年	21,587	11,215	27,080	19,248	79.7%	416,851	1,768	57.2%
平成13年	21,666	11,161	27,080	19,412	80.0%	416,790	1,766	57.2%
平成14年	21,666	11,032	27,080	19,639	80.0%	416,765	1,766	57.2%
平成15年	21,595	10,928	27,080	19,761	79.7%	416,547	1,765	57.2%
平成16年	21,584	10,887	27,080	19,825	79.7%	416,479	1,766	57.2%
平成17年	21,583	10,783	27,080	20,016	79.7%	416,284	1,768	57.1%
平成18年	21,590	10,586	27,080	20,395	79.7%	416,071	1,770	57.1%
平成19年	21,596	10,465	27,080	20,636	79.7%	416,145	1,775	57.1%
基準年次 平成20年	21,597	10,346	27,080	20,875	79.8%	416,089	1,779	57.1%
参考年次 平成27年	21,490	9,800	27,080	21,929	79.4%	415,522	1,814	57.0%
目標年次 平成32年	21,479	9,400	27,080	22,850	79.3%	415,133	1,860	57.0%

注：人口は住民基本台帳人口（各年12月末）である。

8 農用地、森林面積の推移と目標

区分	農用地、森林の合計面積	町土面積に占める農用地、森林の合計面積の割合
	ha	
平成11年	23,583	87.1%
平成12年	23,575	87.1%
平成13年	23,750	87.7%
平成14年	23,738	87.7%
平成15年	23,660	87.4%
平成16年	23,646	87.3%
平成17年	23,625	87.2%
平成18年	23,619	87.2%
平成19年	23,620	87.2%
基準年次 平成20年	23,619	87.2%
参考年次 平成27年	23,582	87.1%
目標年次 平成32年	23,551	87.0%

<参考>宮城県

農用地、森林の合計面積	県土面積に占める農用地、森林の合計面積の割合
561,317	77.1%
560,130	76.9%
559,307	76.8%
558,158	76.6%
557,241	76.5%
556,561	76.4%
555,798	76.3%
554,984	76.2%
554,799	76.1%
554,302	76.1%
549,653	75.4%
546,517	75.0%

9 原野面積の推移と目標

区分	原野面積	町土面積に占める 原野面積の割合
	ha	
平成11年	30	0.1%
平成12年	30	0.1%
平成13年	30	0.1%
平成14年	30	0.1%
平成15年	30	0.1%
平成16年	30	0.1%
平成17年	30	0.1%
平成18年	30	0.1%
平成19年	30	0.1%
基準年次 平成20年	30	0.1%
参考年次 平成27年	30	0.1%
目標年次 平成32年	30	0.1%

<参考>宮城県

原野面積	県土面積に占める 原野面積の割合
2,448	0.3%
2,448	0.3%
2,448	0.3%
2,448	0.3%
2,448	0.3%
2,448	0.3%
2,448	0.3%
2,448	0.3%
2,448	0.3%
2,448	0.3%
2,448	0.3%
2,448	0.3%
2,448	0.3%
2,448	0.3%

10 水面・河川・水路面積の推移と目標

区分	水面・河川・水路面積	人口	町土面積	人口千人 当たり水 面・河川・ 水路面積	町土面積 に占める 水面・河 川・水路 面積の割 合	<参考>宮城県		
	ha					人	ha	ha/千人
平成11年	643	11,300	27,080	56.9	2.4%	33,009	14.0	4.5%
平成12年	644	11,215	27,080	57.4	2.4%	32,894	14.0	4.5%
平成13年	649	11,161	27,080	58.2	2.4%	32,865	13.9	4.5%
平成14年	649	11,032	27,080	58.8	2.4%	32,842	13.9	4.5%
平成15年	649	10,928	27,080	59.4	2.4%	32,857	13.9	4.5%
平成16年	649	10,887	27,080	59.6	2.4%	32,680	13.9	4.5%
平成17年	650	10,783	27,080	60.3	2.4%	32,618	13.9	4.5%
平成18年	651	10,586	27,080	61.5	2.4%	32,688	13.9	4.5%
平成19年	651	10,465	27,080	62.2	2.4%	32,709	14.0	4.5%
基準年次 平成20年	644	10,346	27,080	62.3	2.4%	32,635	14.0	4.5%
参考年次 平成27年	644	9,800	27,080	65.7	2.4%	32,964	14.4	4.5%
目標年次 平成32年	646	9,400	27,080	68.7	2.4%	33,129	14.8	4.6%

注：人口は住民基本台帳人口（各年12月末）である。

11 道路面積の推移と目標

<参考>宮城県

区分	道路面積				町土面積 ha	人口 人	町土面積に占める道路面積の割合 %	人口千人当たり道路面積 ha/千人	道路面積指数(H20年=100)	道路面積 ha	県土面積に占める道路面積の割合 %	人口千人当たり道路面積 ha/千人	道路面積指数(H20年=100)
	一般道路 ha	農道 ha	林道 ha	計 ha									
平成11年	342	97	60	499	27,080	11,300	1.8%	44.2	93.8	30,562	4.2%	13.0	96.8
平成12年	343	99	60	502	27,080	11,215	1.9%	44.8	94.4	30,752	4.2%	13.0	97.4
平成13年	344	103	60	507	27,080	11,161	1.9%	45.4	95.3	30,916	4.2%	13.1	97.9
平成14年	346	102	60	508	27,080	11,032	1.9%	46.1	95.5	31,102	4.3%	13.2	98.5
平成15年	348	101	61	510	27,080	10,928	1.9%	46.7	95.9	31,389	4.3%	13.3	99.4
平成16年	353	102	61	516	27,080	10,887	1.9%	47.4	97.0	31,734	4.4%	13.5	100.5
平成17年	366	101	62	529	27,080	10,783	2.0%	49.1	99.4	31,838	4.4%	13.5	100.8
平成18年	369	96	62	527	27,080	10,586	1.9%	49.8	99.1	31,446	4.3%	13.4	99.6
平成19年	372	98	62	532	27,080	10,465	2.0%	50.8	100.0	31,291	4.3%	13.3	99.1
基準年次 平成20年	372	98	62	532	27,080	10,346	2.0%	51.4	100.0	31,576	4.3%	13.5	100.0
参考年次 平成27年	374	98	63	535	27,080	9,800	2.0%	54.6	100.6	32,146	4.4%	14.0	101.8
目標年次 平成32年	378	100	64	542	27,080	9,400	2.0%	57.7	101.9	32,699	4.5%	14.7	103.6

注:人口は住民基本台帳人口(各年12月末)である。

12 宅地面積の推移と目標

区分	宅地面積				町土面積 ha	人口 人	町土面積に占める宅地面積の割合	人口1人当たり宅地面積 m ² /人	〈参考〉宮城県		
	住宅地 ha	工業用地 ha	その他の宅地 ha	計 ha					宅地面積 ha	県土面積に占める宅地面積の割合	人口1人当たり宅地面積 m ² /人
平成11年	210	15	128	353	27,080	11,300	1.3%	312.4	42,228	5.8%	179.4
平成12年	210	16	130	356	27,080	11,215	1.3%	317.4	42,609	5.8%	180.7
平成13年	209	25	123	357	27,080	11,161	1.3%	319.9	42,914	5.9%	181.8
平成14年	213	12	135	360	27,080	11,032	1.3%	326.3	43,183	5.9%	183.0
平成15年	214	15	119	348	27,080	10,928	1.3%	318.5	43,495	6.0%	184.3
平成16年	215	14	121	350	27,080	10,887	1.3%	321.5	43,736	6.0%	185.4
平成17年	217	13	124	354	27,080	10,783	1.3%	328.3	44,139	6.1%	187.4
平成18年	216	14	127	357	27,080	10,586	1.3%	337.2	44,651	6.1%	190.0
平成19年	216	14	127	357	27,080	10,465	1.3%	341.1	44,796	6.1%	191.1
基準年次 平成20年	217	12	128	357	27,080	10,346	1.3%	345.1	45,265	6.2%	193.5
参考年次 平成27年	220	13	143	376	27,080	9,800	1.4%	383.7	46,877	6.5%	204.6
目標年次 平成32年	225	13	150	388	27,080	9,400	1.4%	412.8	48,268	6.6%	216.4

注: 人口は住民基本台帳人口(各年12月末)である。

13 住宅地面積の推移と目標

区分	住宅地面積	世帯数	1世帯当たり住 宅地面積
	ha	人	m ² /世帯
平成11年	210	3,079	682
平成12年	210	3,073	683
平成13年	209	3,109	672
平成14年	213	3,135	679
平成15年	214	3,159	677
平成16年	215	3,217	668
平成17年	217	3,238	670
平成18年	216	3,245	666
平成19年	216	3,275	660
基準年次 平成20年	217	3,281	661
参考年次 平成27年	220	3,000	733
目標年次 平成32年	225	3,000	750

<参考>宮城県

住宅地面積	1世帯当たり住 宅地面積
ha	m ² /世帯
26,090	317
26,319	316
26,540	315
26,709	314
26,999	314
27,124	313
27,276	311
27,574	312
27,737	311
28,040	312
28,386	311
28,800	313

注：世帯数は住民基本台帳世帯数（各年12月末）である。

14 工業用地面積の推移と目標

区分	工業用地 ha	町土面積 ha	町面積に占める 工業用地の割合
平成11年	15	27,080	0.06%
平成12年	16	27,080	0.06%
平成13年	25	27,080	0.09%
平成14年	12	27,080	0.04%
平成15年	15	27,080	0.06%
平成16年	14	27,080	0.05%
平成17年	13	27,080	0.05%
平成18年	14	27,080	0.05%
平成19年	14	27,080	0.05%
基準年次 平成20年	12	27,080	0.04%
参考年次 平成27年	13	27,080	0.05%
目標年次 平成32年	13	27,080	0.05%

＜参考＞宮城県

工業用地 ha	県面積に占める 工業用地の割合
2,954	0.4%
2,916	0.4%
2,917	0.4%
2,846	0.4%
2,845	0.4%
2,809	0.4%
2,691	0.4%
2,630	0.4%
2,656	0.4%
2,694	0.4%
3,190	0.5%
3,577	0.5%

15 その他の宅地面積の推移と目標

区分	その他の宅 地面積 ha	町土面積 ha	町土面積に占め るその他の宅地 面積の割合
平成11年	128	27,080	0.5%
平成12年	130	27,080	0.5%
平成13年	123	27,080	0.5%
平成14年	135	27,080	0.5%
平成15年	119	27,080	0.4%
平成16年	121	27,080	0.4%
平成17年	124	27,080	0.5%
平成18年	127	27,080	0.5%
平成19年	127	27,080	0.5%
基準年次 平成20年	128	27,080	0.5%
参考年次 平成27年	143	27,080	0.5%
目標年次 平成32年	150	27,080	0.6%

<参考>宮城県

その他の宅地面 積 ha	県土面積に占め るその他の宅地 面積の割合
13,184	1.8%
13,374	1.8%
13,457	1.8%
13,628	1.9%
13,651	1.9%
13,803	1.9%
14,172	1.9%
14,447	2.0%
14,403	2.0%
14,531	2.0%
15,301	2.1%
15,891	2.2%

16 「その他」の面積の現況と目標

区分	面積 (ha)					備考
	平成 20 年	平成 27 年	平成 32 年	増減		
				平成 20～ 27 年	平成 20～ 32 年	
公共施設用地	72	75	78	3	6	
その他	1,826	1,838	1,845	12	19	
計	1,898	1,913	1,923	15	25	

注：町土面積から「農用地」「森林」「原野」「水面・河川・水路」「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもので、公用施設用地等、レクリエーション用地、未利用地等である。

17 公共施設用地等

区分	面積 (ha)	備考
文教施設用地	56	学校、幼稚園、公民館、体育館、集会所、文化施設、公営住宅など
公園・緑地等	12	公園・広場、児童遊園、運動場など
交通施設用地	0	
環境衛生施設用地	1	墓地・葬祭場、上下水道施設など
社会福祉施設用地	1	高齢者福祉施設、保育所など
消防・防災施設用地	1	消防施設など
官公署用地等	1	庁舎
計	72	

注：面積は町の主な行政財産及び普通財産の合計で、平成 20 年度末の値である

18 地目転換マトリックス表（平成20年～32年）

区分	現況 平成20年	目標 平成32年	増加	減少	増減	田	畑	採草 放牧地	森林	原野	水面	河川	水路	一般 道路	農道	林道	住宅地	工業 用地	その他 の宅地	その他	合計	
田	1,210	1,202	1	9	-8		1															1
畑	806	774	0	32	-32																	0
採草放牧地	6	96	90	0	90				90													90
森林	21,597	21,479	20	138	-118		20															20
原野	30	30	0	0	0																	0
水面	397	397	0	0	0																	0
河川	181	181	0	0	0																	0
水路	66	68	2	0	2	2																2
一般道路	372	378	6	0	6	1			3												2	6
農道	98	100	2	0	2	2																2
林道	62	64	2	0	2				2													2
住宅地	217	225	8	0	8		3		3												2	8
工業用地	12	13	1	0	1				1													1
その他の宅地	128	150	22	0	22				17												5	22
その他	1,898	1,923	34	9	25	4	8		22													34
合計	27,080	27,080	188	188	0	9	32	0	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	



川 崎 町